

宇治種改植加速化支援事業の概要（R7.4.1 一部改正）

事業名		事業目的	事業内容及び規模	事業実施基準等				補助率等
				補助事業者	事業実施主体	受益者	受益面積	
宇治種改植加速化支援事業	宇治種改植支援事業	他産地と差別化できる市場評価の高い「宇治種」の新改植を進めることで、収益性の高い産地づくりを推進する。	京都府奨励品種のうち宇治種の新改植及び土壌改良	市町村	農協又は農業者の組織する団体 認定農業者（見込み含む）若しくは地域計画に位置づけられた担い手	3戸以上 （認定農業者（見込み含む）若しくは地域計画に位置づけられた担い手は1戸以上）	1集団15a以上 （自然仕立ての手摘み栽培では、5a以上ただし受益者1戸1ほ場あたり原則3a以上）	4／10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
	育苗ほ設置事業	宇治種の新改植に必要な苗木を供給するため育苗ほを設置する。 また、育苗に必要な来歴が明らかである穂木を確保するため、採梢園を設置し計画的に苗木を生産することで、宇治種の新改植を推進。	(1)育苗ほの設置 (2)採梢園の設置	京都府茶生産協議会	京都府茶生産協議会	1戸以上	1箇所3a以上 （10aあたり挿し木本数を原則15万本程度）	(1) 4／10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。 (2)定額 100千円/a

宇治種改植加速化支援事業実施要領

第1 事業の目的

全国的なてん茶生産量の増加や、緑茶需要の大幅な減少により、宇治茶産地では収益力が大きく低下しており、産地の縮小が懸念される。そこで、宇治茶産地の維持・発展を図るため、他産地と差別化できる市場評価の高い「宇治種」の新改植の取組を支援することで、収益性の高い産地への転換を図る。

第2 用語の定義

この要領において、「宇治種」とは、京都府内の在来種茶園から直接選抜された品種及びそれらの品種を育種材料として育成された、別表1の品種をいう。また、「幼木」とは、定植後5年以内のものをいう。

第3 事業の実施地域

茶生産に対する意欲が高く、農業経営の安定と向上が期待できる地域とする。

第4 事業の内容

1 宇治種改植支援事業

他産地と差別化できる市場評価の高い「宇治種」の新改植を進めることで、収益性の高い産地づくりを推進する。

2 育苗ほ設置事業

宇治種の新改植に必要な苗木を供給するため、育苗ほを設置する。また、育苗に必要な来歴が明らかである穂木を確保するため、採梢園を設置し計画的に苗木を生産することで、宇治種の新改植を推進する。

第5 事業実施主体

事業の実施に当たって、事業実施主体は次のとおりとする。

- 1 第4の1については、農業協同組合又は次のアに掲げる要件を満たす茶生産農家の組織する集団とする。ただし、次のイに掲げる要件を満たす農業者も事業実施主体とすることができる。

ア 代表者、組織及び運営等についての規約の定めがあり、かつ事業実施に必要な経費の負担能力があること。

イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下、「同法」という。）第12条第1項の認定を受けた者）又は認定農業者となることが見込まれる者、若しくは「地域計画（同法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）」において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられる者であり、かつ茶生産者が組織している茶生産組合に所属していること。

- 2 第4の2の事業実施主体は、京都府茶生産協議会とする。

第6 事業実施要件

- 1 事業実施計画は、事業を実施する市町村及び農業協同組合における農業振興計画に位置づけられているものとする。
- 2 事業の実施に当たっては事業毎に、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 宇治種改植支援事業
 - ア 京都府奨励品種のうち宇治種の新改植とする。
 - イ 事業の受益戸数は3戸以上とする。ただし、第5の1のイに該当する場合は1戸以上とする。
 - ウ 事業の実施面積は、原則として、15アール以上とする。
 - エ ウに関わらず自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合は以下のとおりとする。
 - (ア) 受益面積5アール以上とする。
 - (イ) 受益者は以下の要件を全て満たしていることとする。
 - a 現在自然仕立ての手摘み栽培を行っており、各茶品評会へ継続的に出品している等生産技術の向上に取り組んでいること。
 - b 府や茶業関係団体等が行う宇治茶の生産技術や伝統・文化等を継承・啓発する研修会や講習会等の取組に積極的に協力しており、伝統的な手摘み栽培技術を将来にわたり継承しようとしていること。
 - オ 受益者1戸1ほ場当たりの受益面積は、原則として3アール以上とする
 - カ 実施に当たっては、別表2の各補助対象の標準事業量を基準にして効率的に組み合わせて適期に行う。

(2) 育苗ほ設置事業

- ア 育苗ほ設置面積は、原則として1箇所3アール以上とする。
- イ 穂木は、茶業研究所の茶園又は第4の2で規定する採梢園から採取するものとする。
- ウ 育苗ほの設置に当たっては、10アール当たりの挿し木本数を原則として15万本程度とし、別表3の各補助対象を効率的に組み合わせ、健苗率がおおむね70%以上確保できるよう適正に管理する。
- エ 採梢園は、充実した穂木を確保するために、適切な肥培管理及び病虫害防除を行うものとする。

第7 事業計画

- 1 事業を実施しようとする事業実施主体は、次のとおり申請するものとする。
 - (1) 宇治種改植支援事業を実施しようとするときは、事業実施主体は、次に定める補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）及び事業実施計画書（別記第2号様式。以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。

市町村長は事業計画の内容を検討し、適当と認めた場合は、事業計画に交付申請書を添付して、知事に提出するものとする。

同一の農業協同組合の管内で事業を実施する市町村が複数ある場合、農業協同組合は事業計画に交付申請書を添付して、直接知事に提出するものとする。

- (2) 育苗ほ設置事業を実施しようとするときは、事業実施主体は交付申請書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第3号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、事業計画を適当と認めた場合は、市町村長又は農業協同組合の長に対し、事業計画の認定を行うものとし、認定の通知は補助金交付決定をもって代えるものとする。なお、育苗ほ設置事業においては、事業実施主体に対して事業計画の認定を行うものとする。

3 事業実施主体は、2の認定を受けた事業計画について次の各号の変更をしようとするときには、知事の承認を受けなければならない。

この場合、知事は2の規定に準じて、改めて認定を行うものとする。

- (1) 事業費総額の2割を超える増減
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 施行箇所又は設置場所の変更

第8 助成

知事は、事業の促進を図るため、事業計画に基づいて行う事業に要する経費について市町村長又は農業協同組合の長が補助する場合に、その経費について、市町村長又は農業協同組合の長に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。なお、育苗ほ設置事業においては、事業実施主体に対して交付するものとする。補助率等は別表4のとおりとする。

第9 実績報告

市町村長又は農業協同組合の長（育苗ほ設置事業においては事業実施主体）は、事業が完了したときは、別記第4号様式及びその他必要な書類を、知事に提出するものとする。

第10 その他

1 交付申請書、事業計画及び実績報告の提出先

市町村長又は農業協同組合の長が交付申請書、事業計画及び実績報告を知事に提出する場合は、その地域を所管する広域振興局長に提出するものとする。ただし、事業を実施する市町村が複数かつ農業協同組合が事業実施主体の場合は、事業の実施地域を主に所管する広域振興局長に提出するものとする。

京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町にあっては知事に提出するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表 1

うじみどり、きょうみどり、さみどり、あさひ、うじひかり おぐらみどり、ごこう、こまかげ、鳳春、展茗
--

別表 2

補助対象	標準事業量	
抜根整地作業 作業委託費、機械レンタル 費、雇用労賃等 土壌改良資材 苦土石灰 よう成りん肥 土壌病虫害防除剤 基 肥（ロング肥料等） 苗 木 マルチ ドレンホース	1 0 a 当たり 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	4 0 時間 2 0 0 kg 9 0 kg 2 0 kg 1 5 0 kg 2, 5 0 0 本 6 5 0 m 3 5 0 m

別表 3

補助対象	対象例
育苗用土 支柱・ポット資材 肥料・農薬 被覆資材 施設・機械 賃借料 雇用労賃 その他必要な資材	ピートモス、バーミキュライト 等 ペーパーポット、セルトレイ、コンテナ 等 ロング肥料、殺虫剤、殺菌剤 等 ビニルフィルム、寒冷紗 等 灌水装置 等 パイプハウス 等 土壌混合・充填、挿し木作業 等

別表 4

事業名	補助率等
宇治種改植支援事業	補助対象事業費の 1 0 分の 4 以内。 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
育苗ほ設置事業	
育苗ほ設置	補助対象事業費の 1 0 分の 4 以内。 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
採梢園設置	定額（1 0 0 千円／a）【成木の場合】 幼木の場合は、生育状況に応じて減額する。